

1 処分を受けた税理士

氏 名： 大原 政人

登録番号： 第93697号

2 処分の内容

令和5年1月10日から1年4月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上げの一部を除外することなどによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。